

# 官報

號外 昭和十二年八月七日

## ○第七十一回 貴族院議事速記錄第十號

帝國議會

昭和十二年八月六日(金曜日)午後二時二十  
一分開議

議事日程 第十號  
昭和十二年八月六日  
午後二時開議

第一 昭和十二年歲入歲出總豫算追加案(第  
加案第二號) 會議(委員長報告)

第二 昭和十二年各特別會計歲入歲  
出豫算追加案(特第一號) 會議(委員長報告)

第三 昭和十二年歲入歲出總豫算追  
加案(第三號) 會議(委員長報告)

第四 昭和十二年各特別會計歲入歲  
出豫算追加案(特第三號) 會議(委員長報告)

第五 農村負債整理資金特別融通及損  
失補償法案(政府提出、衆議院送付) 會議(委員長報告)

第六 製鐵事業法案(政府委員、衆議院  
送付) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第七 大正十二年法律第五十二號中改正  
法律案(衆議院提出) 第一讀會ノ續(委員長報告)

第八 關稅定率法中改正法律案特別委員會  
委員長 伯爵松平頼壽君 副委員長 男爵井田  
秀雄君 副委員長 伯爵兒玉 省三君 求ムル件)特別委員會  
委員長 伯爵黑木 三次君 委員長 子爵白川 資長君  
副委員長 藤沼 庄平君

第一讀會ノ續(委員長報告)  
昭和十二年八月七日 貴族院議事速記錄第十號 議長ノ報告

官報號外

昭和十二年八月七日

貴族院議事速記錄第十號 議長ノ報告

大正十二年法律第五十二號中改正法律案  
特別委員會

委員長 子爵秋月 種英君

副委員長 男爵渡邊 修二君

同日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

本日委員長ヨリ左ノ報告書ヲ提出セリ

紀元二千六百年記念日本萬國博覽會抽籤  
券附回數入場券發行ニ關スル法律案可決  
報告書

金準備評價法案可決報告書

日本銀行金買入法廢止ニ關スル法律案可  
決報告書

產金法案可決報告書

朝鮮銀行法中改正法律案可決報告書

臺灣銀行法中改正法律案可決報告書

日本為替管理法中改正法律案可決報告  
書

橫濱正金銀行條例中改正法律案可決報告  
書

臺灣銀行法中改正法律案可決報告書

關稅定率法中改正法律案可決報告書

昭和七年法律第四號中改正法律案可決報  
告書

關稅定率法中改正法律案可決報告書

大正十四年法律第五十一號中改正法律案  
可決報告書

鐵ノ輸入稅免除ニ關スル法律案可決報告  
書

大正九年法律第五十三號中改正法律案可  
決報告書

昭和十年度第一豫備金支出ノ件、昭和十  
年度特別會計第一豫備金支出ノ件、昭和十  
年度特別會計豫備費支出ノ件、昭和十  
年度滿洲事件第一豫備金支出ノ件、  
自昭和十一年一月昭和十年度第二豫備金  
支出ノ件、自昭和十一年一月昭和十年度  
至同 年三月昭和十年度第二豫備金



質カラ見ルナラバ重大ナモノデアルカラ、慎重ニ考慮シナケレバナラナイ、仍テ有識者ノ意見ヲ聽キ、當局獨善主義デナク、教育審議會ヲ作ツテ之ニ諸リタトイト思ツテ居ル、前ニ出來タ文教審議會ハ、國體觀念ト國民精神ノ作興ヲは目的トシテ作ラレタモノデアル、今回ノ教育審議會ニ於テハ制度ダケデハナク、教育ノ内容ヲモ併セテ考ヘルモノデアルト云フ説明デアリマス、義務教育延長ハ全教育制度ト關聯シテ考ヘルノガ正當デアルト思フ、又其ノ内容モ併セテ考ヘル必要ガアツテ、切離スト云フコトハ考ヘテ居ラナイ、斯ウ云フ答辯デアリマス、精神文化研究所ノ整備ハ、未ダ具體的ニ言フ所マデハ進ンデ居ラナイ、又工務局長カラ、熟練職工ノ養成ハ目下ノ急務デアル、見習工ノ養成、特ニ指導者ノ養成ハ今日頗ル不足シテ居ル、生産力ヲ大イニ増サムトスル今日ニ於テ急ニ間ニ合ハナイ、此ノ故ニ公共團體、組合等ノ養成ヲ助成スルト共ニ、政府モ實際上ノ設備及訓練ヲシテ、指導シ得ル者ヲ養成シタイト思フ、是ニハ相當ノ機械ノ設備モ必要デアリマス、學校ノ實驗所ヲ利用スルコトモ考ヘテ居ルケレドモ、實際上ニハモット大キナ目的ニ副フヤウニシナケレバナラナイ、故ニ新シキ養成機關ヲ作ルコトニシタ云フ答辯デアリマス、保健社會省ト生命保險ニ付キマシテノ質問ガ出マシタ、今日國民ノ體位向上、庶民ノ福祉増進ト云フコトハ頗ル結構ナコトデアル、大隈内閣ノ時ニ、簡易保險ト云フモノガ出來上ツタノデアル、簡易保險ノ趣旨ハ民間ノ保險デ出來ヌコトヲヤル所ニ長所ガアル、薄資ノ者ニ生活ノ安定ヲ與ヘルト云フコトモ之ニ依ツテ出來ル、其ノ意味デ以テ當時可決シタノデアル、之ヲ社會局ニ入レ

テモ萬更ラ縁ノナイコトデハナイ、併シ之ヲ  
遞信省ニ入レタノハ、郵便局ヲ利用スルト  
云フ目的ガアツタカラデアリマス、郵便局ノ  
利用ノ爲ニ頗ル簡易保険ト云フモノガ發達  
ヲシタト云フコトハ明カナ事實デアル、而  
モ短時日ノ間ニ大ナル發展ヲナシ得タノデ  
アリマス、將ニ今日以後ニ於テ益々發展セム  
トスル今日ニ當リマシテ、急ニ之ヲ保健社  
會省ニ入レルト云フコトハ、暖地ニ於ケル  
柑橘類ヲ俄ニ東北地方ニ移植スルノト同ジ  
コトデアル、簡易保険ト郵便局トハ誠ニ水  
魚ノ關係ニアルモノデアル、政府ハ此ノ點ニ  
ニ於テ困ヅテ、運用ダケハ郵便局デヤルト云  
フヤウナコトニシタノデアル、是デハドウ  
モ發達スル氣遣ヒハナイ、保健社會省ハ生  
命保險ト簡易保險ト、又兩者ヲ併セテ管轄  
スルコトニナシタノデアル以上、兩者間ニ摩  
擦ヲ來スト云フコトハ當然ノコトデアルガ、  
其ノ點ハ如何スルノデアルカ、生命保險ノ  
資金ノ運用ニ付キマシテハ、是ハ莫大ナル  
金高ニナルノデアルガ、大藏省、保健社會  
省、商工省ノ共管トスルト云フコトニナル  
ト、頗ル事ガ煩瑣ニナルガ、ドウシテ斯ウ  
云フ風ナ三省ノ管轄ニスルコトニシタノデ  
アラウカ、サウカト思フト一方カラ見レバ  
損害保險ダケハ商工省ノ下ニ置クコトニナッ  
テ居ル、此ノ兩者ノ監督ヲ別ニシタ理由ハ  
又如何ナル所ニ存スルノデアルカト云フヤ  
ウナ點ニ付キマシテ精細ナル質問ガアリマ  
シタ、政府ハ次ノ如ク答ヘマシタ、生命保  
險ハ一定ノ死亡率ニ依リマシテ料金ヲ計上  
シテ居ルモノデアル、併ジ今度保健社會省  
ニ移シタト云フコトニナレバ、死亡シタ時  
ニ保険金ヲ支拂フト云フ役目ダケデナク、  
衛生ノコトヲ十分ニ考ヘテ、國民ノ體位ヲ  
向上サセルモノノデアリマスカラ、死亡ノ率  
ヲ少クスルト云フコトモ考ヘルコトガ出来  
ルノデアル、是ガ又大キナ使命デアル、デ

ケヤシナナイカト云フ御心配ガアッタ、之ニ三省ガ關與スル資金ノ運用ト云フヤウナコトニ付テノ御話ガアッタケレドモ、是等ハ商工省、大藏省ニ於キマシテ保険率等ノ研究ヲスルト云フコトガ、是ハモウ専門ノ上カラガ良イ知識ガ出ルノデアル、サウ云フ譯ニ健社會省ガ主體トナツテ之ニ商工省、大藏省ガ與ツテ萬全ヲ期スルト云フ意味デヤルノデアル、政治ハ將來ニ於テ益々複雜化スルノデアル、甲乙丙丁ノ各省ガ、三省四省五省互ニ相連絡ラシテ互ニ無駄ノナイヤウニ、且頗ル其ノ間ノ摩擦ノナイヤウニ御互ニ相談ヲシテ行クナラバ、一省デヤルヨリハ遙カニ良イコトガ出来ルト思フノデアル、船山ニ登ルト云フコトガアルケレドモ、是ハ段々慣レテ來レバ、省ガ殖エタトコロデ少シモ差支ナク、船ハ舵ノ通リニ動クモノノアルト云フヤウナ答辯デアリマシタ、又簡易保險、生命保險ヲ一省ニ纏ムルト云フコトハ却テ此ノ意味ニ於テ摩擦相剋ヲ防グコトニナル、ソレカラ治水、治山ニ付テノ質問ガ出マシタ、是ハ此ノ前ノ議會ノ時ニ於テノ豫算委員會ノ經過ノ時ニ詳シク述ベマシタカラ大體省略ヲ致シマスガ、砂防ト云フコトガ水害ノ一番大キナ原因デアル、今日ノ非常時ニ於テモ之ヲ疎カニシテハ相成ラヌノデアル、今日國防ニ非常ニ金ハ掛カルケレドモ、國防ニ掛ルカラト云ツテ、此ノ方面ヲ疎カニスルナラバはヘ丁度喰ヘテ見レバ一圓ヲ惜シニ百圓ヲ損スルト云フノト同ジコトデアルカラ、此ノ際ニ於テモ益此ノシテハ政府ハ、是ハ頗ル必要ナコトデアル點ハ氣ヲ附ケナケレバナラヌノデアルガドウデアルカト云フ質問デアリマス、之ニ對シテハ政府ハ、是ハ頗ル必要ナコトデアル、治山治水ト云フコトヘ一日モ疎カニスルコトハ出來ナイ、故ニ個人トシテハ實ニ何處迄モ同情ラシテ、ヤラウト思ツテ居ルガ、併シナガラ國防ノ他差措キ難キ費用ガ頗ル輻湊シテ居ツテ、此ノ赤字時代トモ言

フベキ今日ニ於テ、是ハナカ／＼困難ナコトデアル、内務省モ、大藏省モ是ニハ共鳴ヲシテ居ルコトデアリマシテ、出來得ルダケハ割イテ居ルノデアルシ、又此ノ點ニテ大イニ努メルト云フコトデアリマス、第二ニハ國防ノ問題ニ入リマス、自動車工業ノ一大研究機關ノ必要ヲ今日ハ認メテ居ルガ、政府ハ此ノ點ニ付テ如何ニ考ヘテ居ルカ、速カニ之ヲ實行スルヤ否ヤ、政府ハ十分ニ、此ノ點ハ必要デアルカラ目下協議中デアルト云フコトデアリマス、航空事業ノ發達、操縦士ノ積極的養成、今日ハ陸海軍ニ委嘱シテ僅カニ養成シテ居ルガ、之ヲ積極的に養成スル考ハナイカ、航空路ノ開發ハドウデアルカ、防空ト云フコトハドウケ風ニ今後ヤツテ行クノデアルカト云フコトニ付テノ質問ガアリマシタガ、是等ハ何レモ緊急國策トシテ十分ニ是ハヤラナケレバナラナイモノト認メルト云フ答辯ガアリマシタ、第三、財政稅制改革ノコトニ付テノ質問モ出タノニアリマス、政府ハ稅制ト、交付キマンシテハ、餘り急激ナ變化ヲ與ヘタクナ、稅制ノ調査會ト云フモノデ十分ニ色々々ノ意見ヲ徵シテ、サウシテヤル積リタル、趣旨トシテハ國稅、地方稅ト、交付金トヲ併セテ考ヘテ、増減ガナイト云フ所ヲ標準トシテヤリタイ、尤モ或地方又個人ニ依リマシテ、多少ノ差異ハ是ハ已ム不得マセヌガ、大體ニ於テ其ノ方針デ増減ナク行クト云フコトヲ標準ニスル、北支事變ニ付キマンシテノ四億ノ豫算ト云フモノハ、是ハ一體何時迄ノ見込デアルカ、是ハ陸海軍ノ關係ガアルコトデアルカラ大藏省カラハ言ヘナイ、稅ヲ一億圓増徵シタヤウデアルガ、其ノ根據理由ハドウデアルカ、是ニ付キマシテハ必ズシモ一部增稅ニ依ラケレバナラストハ決マッテ居ラナイ、併シナガラ筋合ハサウ思フ、金融政策、通貨政策等ニコトモ全部公債ニ依リマスヨリハ、相當

度合ニ於テ其ノ一部分ヲ稅ニ依ルト云フコトガ按排上適當デアルト自分ハ考ヘルシ、又其ノ方ガ宜イト、斯ウ云フ大藏大臣ノ答辯デアリマシタ、北支事變ノ今後ノ經過ニ依ツテ一億圓以内デ濟ムヤウナコトガ起レバ、其ノ餘ダ金ハ減稅ニ持ツテ行クカト云フ質問ガアリマシタ、政府ハ、其ノ時ハ御意思ノ所ヲ十分含ンデ考慮スル、斯ウ云フ譯デアリマス、正貨準備ハ八億ヲ維持スルコトガ出來ルト云フガ、長ク續クト思フカ、政府ハ之ニ對シテ、國際收支ハ自力デ維持シナケレバナラナイ、自ラ爲替トハ別デアル、爲替ト同時ニ考フベキモノデナイ、爲替ノ上下ト云フコトハ別デアル、嘗テ金ノ輸出禁止ヲ行ツテ爲替ヲ下ゲテ調節ラシタコトモアッタ、又其ノ時ハ下ゲルコトガ必要デアッタ、今度ハ爲替ヲ下ゲテハイケナイト云フコトガ必要デアル、爲替ノ率ヲ是レ以上ニ下ゲナイデ、國際收支ヲ調節シナケレバナラナイ、生産力ノ擴充、生活ノ安定、物價ノ騰貴ヲ避ケルト云フヤウナコトノ上ニ、是ハ必要デアル、此ノ問題ハ北支事變ガアラウト無カラウトヤラナケレバナラナイ、生産力を増サナケレバナラナイ、國防モ充實セザルヲ得ナイ、故ニ積極的ニ國際收支ヲ破ラナイデ之ヲ改善シテ、例ハ輸出デアルトカ、產金デアルトカ、受取勘定ノ增加トカ、或ハ愈々行詰マレバ消費ノ制限デアルトカ云フヤウナコト迄行シテモ、日本帝國ハ自力デ行シテ、何ガ何デモ之ヲ維持シナケレバナラナイ、又斯ウ云フ確乎タル意見ノ答辯ガアリマシタ、生産力ノ擴充ノ重點ハ何處ニ置クカ、政府ハ、ソレハ國防ニ置カナケレバナラナイ、又之ニ關シテ品目モ決スルノデアル、人造石油、天然石油、鐵、成ルベク國產ニ依ルト云フ意味ニ於テモ、原料ノ無イモノハ成ルベク國產ノ代用品ヲ考ヘテ行カナケレバナラナイ、企畫廳ヲ中心トシテ資

源ノ綜合的計畫ヲ樹テヨウト思フ、又戰時ノ需要ニ止マラズ、平時ニ於テモ之ヲ特ニ省イテ置キマス、斯ク致シマシテ八月五日午後質問ヲ終リマシテ、討論ニ入リマシタ、茲ニ質問應答ガアリマシタガ、是ハソレカラ採決ニ入リマシタル處、此ノ豫算案全部政府原案ノ通り全會一致ヲ以テ可決ニ相成リマンタ次第ゴザイマス、此ノ段御報告ヲ終リマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モゴザイマセヌケレバ採決ヲ致シマス、四案全部ヲ問題ニ供シマス、四案全部、原案ニ贊成ノ諸君ノ御起立ヲ願ヒマス

(總員起立)

○議長(伯爵松平賴壽君) 全會一致ト認メ

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第五、農村負債整理資金特別融通及損失補償法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長久我侯爵

○議長(伯爵松平賴壽君) 别ニ御發言モゴザイマセヌケレバ採決ヲ致シマス、右御報告致シタノデアリマス、右御報告致シマスケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 文部當局ヨリモ至極同感ナルヲ以テ努力スル旨御答辯ガアリマシテ、次イデ討論ニ入リ採決ノ結果、全員一致ヲ以テ原案ヲ可決致シタノデアリマス、右御報告致シマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モナケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ二讀會ヲ開クコトニ御異議ゴザイマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第三讀會ヲ開キマス、本案全部、二讀會ノ決議通りデ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第一讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第六、製鐵事業法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會ノ續、委員長報告、委員長樺山伯爵

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 製鐵事業法案

○議長(伯爵松平賴壽君) 委員長 伯爵樺山 愛輔

(伯爵樺山愛輔君演壇=登ル)

○議長(伯爵松平賴壽君) 貴族院議長伯爵松平賴壽殿

(侯爵久我通顯君演壇=登ル)

○議長(伯爵松平賴壽君) 只今上程サレマシタ農村負債整理資金特別融通及損失補償法案ノ委員會ニ於ケル經過竝ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、委員會ハ四日委員長及副委員長ノ選舉ヲ致シ、引續キ議案ノ審査ニ入り、先

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第二讀會

ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通りデ御異議ゴザイマセヌカ

(異議ナシ)ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 異議ナイト認メマス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵秋田重季君 賛成

○議長(伯爵松平賴壽君) 西大路子爵ノ動議ニ御異議ゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス

○議長(伯爵松平賴壽君) 製鐵事業法案

○議長(伯爵松平賴壽君) 委員長 伯爵樺山 愛輔

(伯爵樺山愛輔君演壇=登ル)

○議長(伯爵松平賴壽君) 貴族院議長伯爵松平賴壽殿

(侯爵久我通顯君演壇=登ル)

○議長(伯爵松平賴壽君) 御報告申上ゲマス、此ノ本法案ノ提出ノ理由ハ、製鋼國策ノ見地ヨリ立案シ、產業ノ發達國防ノ整備ヲ期シ、又製鐵事業ヲ政府ノ許可ヲ得ベキ事業トシテ、適當ナル監督ヲ行フコト等デアリマス、本法案ノ骨子トスル所ハ四ツアリマス、第一ハ鐵鋼ノ事業ハ許可ヲ要スル事業

トシテ、製鐵事業ヲ合理的形體ニ導イテ、健全ナル發達ヲ期スト云ノガ第一デアリマス、第二ハ銑鋼一貫作業設備ヲ有スル能カハ、現在ノ年三萬五千「トン」以上ノ規定ヲ十萬「トン」以上ニ改メ、又新ニ砂鐵、貧鑄ノ製鐵事業ニ對シテハ、所得稅、收益稅ヲ免除シテ、原料資源ノ利用發達促進ニ資セシメ、土地收用法ノ適用、機械輸入等ノ免稅ヲ圖ルコトデアリマス、第三ハ製鐵事業者ニ對シテ國防上適當ナル監督ヲ行フコト、又販賣及原料ノ獲得ニ付テ統制協定等ヲ行フコト、第四ハ製鐵事業法運用ニ付、官吏及學識經驗アル者ヨリ成ル製鐵事業委員會ヲ組織スルト云フコトノ四箇條ガ骨子トナツテ居リマス、質疑事項ニ付テノ四五ノ點ヲ申上げマス、製鐵擴充計畫ニ伴フ鐵鑄石、石炭ノ供給及是等原料ノ運送能力ニ關スル見透シハドウデアルカ、之ニ對シテ鐵鑄石、石炭ニ付テハ可及的ニ内地、朝鮮、滿洲ノ製鐵資源開發ヲ圖リ、鐵鑄石ハ平時ニ於テ一部ヲ輸入ニ仰グモ、大部分自給シ得ル方針ヲ立テムトシツ、アリ、石炭モ亦日滿ヲ通ジテ大體自給シ得ル見込ナリ、是等原料運送ニ要スル船舶ノ手當ニ付テモ、目下遞信省ニ打合申ニシテ、之ニ對シテモ適當ナル措置ヲ講ジテ居ル、次ニ砂鐵、貧鑄等ノ助成ノ具體的計畫ハドウデアルカ、製鐵事業法ニ於テ砂鐵、貧鑄ノ使用ニ對シ免稅スルノ外、本年度豫算ニ補助金ヲ計上シテ、綿鐵製造ノ半工業化試驗ノ研究費補助ヲ爲シツ、アルガ、尙砂鐵ノ採取設備ト砂鐵等ノ燒結設備ニ對スル補助金ニ付テモ目下研究中ナリ、次ニ茂山ノ開發ノ情況ハドウデアルカ、差當リ精鑄三百萬トンヲ豫定シ、港灣等ノ運搬施設ニ付テモ具體化シツ、アリ、尙清津ニ日本製鐵ノ工場ヲ設置スルコトニ付テモ、大體關係塵ノ意鄉繰リタル現狀ニシテ、可及的速カニ之ガ開發ヲ爲スヤウ努メツ、アリ、次ニ製鐵ニ關スル根本的

官報號外  
昭和十二年八月七日 貴族院議事速記録第十號 製鐵事業法案 第二讀會 第二讀會 關稅定率法中改正法律案  
正九年法律第五十三號中改正法律案及昭和十二年勅令第百三十號 承諾ヲ求ムル件、是

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ノ第三讀會  
〔開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通り  
デ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ〕

○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(伯爵松平賴壽君) 本日委員長ヨリ  
報告書ノ提出ガアリマシタ關稅定率法中  
改正法律案、昭和七年法律第四號中改正法  
律案、大正十四年法律第五十一號中改正法  
律案、鐵ノ輸入稅免除ニ關スル法律案、大  
正九年法律第五十三號中改正法律案  
右可決スヘキモノナリト議決セリ依テ及  
報告候也

昭和十二年八月六日 委員長 伯爵黑木 三次

貴族院議長伯爵松平賴壽殿

委員長 伯爵黑木 三次

貴族院





ノ準備金ハ常ニ變動ヲ免レナカッタノデア  
リマスガ、今回ハ金ノ運用ヲ擧ゲテ特別會  
計ニ於テ之ヲ掌ルコトニ相成リマシタガ故  
ニ、之ガ變動ヲ防ギ得ルノミナラズ、現時  
ノ經濟情勢ヨリ推斷致シマシテ、之ヲ維持  
スルコトハ困難ニ非ズトノ政府ノ言明デア  
リマス、次ニ日本銀行ノ準備金評價換ノ結  
果ハ國際信用ニ惡影響ヲ及ス虞ハナイノデ  
アルカ、既ニ一定ノ價格ヲ以テ金ノ買上ヲ  
續行シテ參リマシタル同一ノ趣旨ニ依リマ  
シテ、今回國際的時價ニ換算スルノニ外ナ  
ラナイノデアルガ故ニ、別ニ日本銀行ノ信  
用ニ對シテ國際的ニ惡影響ヲ及ス虞ハナイ  
ト信ズル旨ノ答辯デアリマス、又本法案ノ  
如キ金融ノ中樞機關ニ關スル重要法案ヲ、  
特別議會ニ提出スルノ理由ハ、何處ニアル  
ノデアルカ、之ニ對シマシテ、政府ハ現時  
ノ經濟情勢、政治情勢ニ鑑ミマシテ、此ノ  
法案ヲ即行スルコトガ、緊急已ムヲ得ザル  
モノデアルト云フ答辯デアリマス、尙新產  
金ノ增加ノ大要ニ關シマシテ、政府ノ説明  
ニ依リマスト、五年後ニ於キマシテ、金ノ  
年產額ハ約百三十一萬「トン」ニ達シ、時價  
五億圓ニ上ルノ見込デアルト説明シテ居リ  
マシテ、一委員ヨリ一國ノ金融中樞機關ニ  
手ヲ觸レムトスル場合ニ於キマシテハ、最  
ハ速記錄ニ譲ルコトニ致シマシテ、次イデ  
討論ニ入シタノデアリマス、此ノ場合ニ於キ  
マシテ、一委員ヨリ一國ノ金融中樞機關ニ  
手ヲ觸レムトスル場合ニ於キマシテハ、最  
モ慎重ナル考慮ヲ要スルコトハ勿論デアル  
ガ、而シテ本法案ノ取扱運用ニ付テモ、財政  
部旨ヲ述ベラレテ、尺貫法ノ適用ニ論及セ  
ラレマシタ、斯クノ如ク致シマシテ、討論  
ヲ終結シ、斯クノ如ク致シマシテ、討論  
ノ七件共可決セラレタノデアリマス、右御報  
告申上ゲマス



適當デヤナイト思フガ、之ニ對シテハドウ  
アラウカ、斯ウ云フ趣旨ノ御質問ガゴザ  
リマシタニ對シマシテ、政府當局ヨリ神武  
天皇ノ御聖跡ノ保存、顯彰等ヲ行フコトヲ  
意味シ、之ヲ博覽會開催ノ趣旨ニ謳フコト  
ハ、外國人等ニ對シマシテ日本ノ現在ニ於  
ケル文化產業ノ進歩ヲ認識セシメ、我ガ萬  
邦無比ノ立派ナ國體ヲ認識セシメルニアル  
ノデアル、斯ウ云フ御答辯デゴザイマシタ、  
又國體尊嚴ノ宣揚顯示ヲ目標トシナガラ、  
其ノ博覽會ノ開催ヲ國民ノ射慄心ニ賴ラシ  
ムルコトハ不都合デハナイカ、之ニ對シマ  
シテ政府當局ヨリハ、國家ノ文化產業ノ進  
運ヲ廣ク顯示スル爲ノ博覽會ヲ開キ、財源  
ヲ抽籤券附入場券ノ發行ニ求ムルコトハ、  
一ツニハ成ルベク多數國民ヲシテ之ニ參與  
セシメ、他ニ於キマシテハ目下國家財政ノ  
現狀ニ鑑ミ國庫ニ巨額ノ負擔ヲ望ムコトガ  
出來ナイ、依ッテ已ムヲ得ズ他ニ財源ヲ求  
ムルコトトナシタノデアル、仰セノ通り抽  
籤券附入場券ヲ發行致シマスコトハ、幾分  
射慄ノ嫌ヒニハ瓦リマスルガ、由テ以テ  
國民ノ良俗ヲ素ルノ弊迄ニハ至ツテ居ナイ  
ト思フノデ、此ノ方法ニ依ッタノデアル  
ル、而シテ之ヲ實行致シマスルニ付キマ  
シテハ、其ノ弊害ノ生ゼザルヤウニ相當ノ  
取締ヲ行ヒ、又努メテ其ノ目的通リニ致シ  
タイノデアル、斯ウ云フ御答辯デゴザイマ  
シタ、又一委員ヨリ致シマシテ、射慄ノ可  
否如何、且博覽會ガ射慄心ニ依ッテ出來タト  
思フ時ニハ、國民ハ果シテ如何ナル感想ヲ  
懷クデアラウカ、斯カル問ニ對シマシテハ、  
射慄ノ倫理道徳上ノ意義ハ別ト致シマシ  
テ、行政上ニ於テハ、格別ノ弊害ヲ醸サナ  
ケレバ一應差支ナイト見ルノデアルカラシ  
テ、此ノ方法ヲ採用致シタ、斯ウ云フ御答  
辯デゴザイマシタ、又二千六百年記念博覽  
會ノ開催ニ付キマシテ抽籤券附ノ入場券ニ  
依ルノハ、最モ博覽會關係者ノ勞ヲ少クシ

テ其ノ目的ヲ達成スル方法ヲ選ングト言ハレテモ仕方ガナイデハナイカ、是ハ寧ロ官民ノ熱誠ヲ傾倒シテ行フ方法ニ依ツタ方ガ宜イト思フガ、政府ガ其ノ態度ニ出ナカッタコトハ誠ニ遺憾デアル、政府ノ所見如何、此ノ御質問ニ對シマシテハ、博覽會、殊ニ萬國博覽會ト致シマシテハ、巨額ノ經費ヲ要シ、且計畫ヲ確實ニ執行スル爲ニハ、豫メ相當ノ資金ヲ手取り出來ル方法ニ依ラナケレバナラヌ、國庫現狀ニ鑑ミマシテ、且又サンタル弊害ヲ伴ハナイト考ヘラレルノデ、前賣ノ抽籤券附ノ入場券ノ發行ヲ採用セザルヲ得ナカッタ、斯様ナ御答辯ガゴザイマシタ、又或委員ヨリ致シマシテ、萬國博覽會ノ計畫趣意書ニ國體宣揚等ノ文字ヲ識セシムルコトガ、博覽會ノ主ニ目的ト考致シテ、博覽會開催ニ依リ、我が國ノ文化產業上ヨリ見タル國ノ進展ヲ廣ク外國ニ認識セシムルコトガ、博覽會ノ主ニ目的ト考フルコトガ適當デアル、博覽會ノ開設ガ必要ナラバ、國家財政上政府ノ執ラレタ方法ニ依ラザルヲ得ナイノデハナイカト解スルコトガ寧ロ至當ナノデハナイカ、斯ウ云フ意味ノ御質疑ニ對シマシテハ、商工大臣ヨリ、私共ノ考モ誠ニ仰セノ通リデアル、次ニ或議員ヨリ、特別議會ニ提出スベキ法案性質ハ自ラ定シテ居ル、三年後ノ萬國博覽會ノ法律案ヲ今此ノ忙シイ特別議會ニ提出致シタ理由ハ何デアルカ

(議長伯爵松平賴壽君議長席ニ復ス)  
之ニ對シマシテ、從來ノ諸外國ノ例ニ徵シマスルモ、萬國博覽會ノ準備ハ凡ソ十年前位カラ取掛ラナケレバナカヽ、準備ガ満足ニ參ラヌ、今般ノ如キハ既ニ餘日少クナッテ居リマシテ、準備ヲ致スモ既ニ立遅レノヤウナ感モアル、仍テ非常ニ取急ギ特別議會ニモ拘ラズ緊急上程ヲ致シタ次第デアル、ソレカラ又他ノ委員ハ、國家ガ富籲其ノ他射俸の施設ヲ許ス場合ナラバ免モ角、國民

合ニハ罰セラレナイト云フガ如キ法制ヲ執ルコトハ、何トシテモ公平デハナイ、此ノ點斯ウ云フヤウナ御發言ガゴザリマシタ、又或議員ハ、博覽會ヲ舉行スルコトトナレル今日之ニ反對スルモノデハナイ、紀元二千六百年ノ記念ノ祝典ノ一事業トシテ行ハレル以上ハ、寧ロオ祭リ騒ギデナク堅實ニ執リ行ハレナケレバナラヌ、而シテ昭和十五年ニ博覽會開設ノ曉、凡ソ四千萬人カラノ入場者ヲ見込マル、以上ハ、其ノ主要ノ入場者ハ地方ノ農民デナケレバナラヌ、之ニ十圓券ノ前買ヲ爲サシムル外、上京滯在等ニ尠ナカラザル費用ヲ負擔サセナケレバナラヌ、果シテ農民ハ此ノ負擔ニ能ク堪ヘルデアラウカ、政府ハ宜シク此ノ場合ヲ豫想シテ、鐵道其ノ他運輸ノ關係、乃至ハ東京ニ宿泊等ノ便宜ヲ、今カラ十分考慮ヲ廻ラルル必要ガアルト思フガ、御所見ハ如何カ、斯ウ云フヤウナ御質問ガゴザリマシタ、其ノ點ニ對シマシテ、政府ハ十分考慮ヲ廻ラルス積リデアル、尙一般ノ博覽會ト異ナリ特ニ二千六百年ノ記念ノ祝典ノ一つノ事業トシテ執リ行ハル、博覽會デアルカラ、當局ト致シマシテモ質實ニ之ヲ執リ行ヒタイモノデアルト、精々今カラ努メテ居ル次第デアル、又他ノ委員ヨリハ、東京府ノ車稅ノ額及ビ之ヲ道路修理費ニ東京市ニ移管シテハドウカト云フヤウナ御質疑ニ對シマシテハ、政府當局ノ御答辯ト致シマシテ、東京府ニハ雜種稅トシテ車稅ガ三百二十三萬圓アル、尙其ノ附加稅ガ二百九十萬圓アル、併シナガラ是ハ一般ノ收入トナツテ居リマシタ、特ニ從來道路ノ修理等特定ノ費用ニ使用セラレテ居ルノデナイコトハ、御承知ノ通りデアル、仍テ法制ノ建前上、仰セノヤウナ便テ、特ニ從來道路ノ修理等特定ノ費用ニ使用

タ、ソレカラ近頃ハ賭ケ事ノ好キナ支那カラ麻雀ト云フヤウナモノガ入ツテ來タ、是等ハ兔角賭博ニ悪用セラル、コトガ多イヤウデアリマス、畢竟同性質ノコトデ、色々ナ理由デ誤解シ居リマスカラ、國民全體ガ、昔ノヤウニ賭ケ事類似ノコトガ左程惡イモノデナイト云フヤウニ考ヘルヤウニナツテ、西洋人ノ思想ニ感染シテ居ルノヂヤナ、イカト思ヒマス、古イコトデアリマスガ、勸業銀行ガ出來テ間モナク割増附社債券發行ヲ許サレマシタ、當時私ハトンデモナイ惡例ヲ開イタモノダト考ヘマシタ、併シ是ハ社債券募集ハ應ズル者ガサウ數アリマセヌカラ左程害ハナイカ分カラ又、今度ノ如キハ隨分多數ノ人カラ此ノ抽籤附ノ入場券ヲ買ツテ貰フ積リデアリマシテ、ソレダケ害ガ多イ譯デゴザイマス、モットヒドイノハ、今日ハ詳シク論ジマセヌガ、牽聯シテ居ルコトデアリマスカラチヨット簡單ニ御話シマスガ、馬券附競馬ナドト云フモノハ怪シカラヌモノデアリマス、第一馬匹改良ノ必要可知レマセヌガ、之ガ爲ニ何程人心ガ悪化シテ居ルカ知レマセヌ、馬ト人トハ比較ニナリマセヌ、日露戰役後、實業界ガ繁昌シタ時ニ盛ニ行ヘレタ、人心ガ輕佻浮薄ニ流れる、當時明治天皇ガ御輦金遊サレ、戊申詔書ヲ拜スルニ至リマシタ、其ノ時ノ政府ハ、此ノ詔書ニ依ッテアリマセウ、馬券附競馬ハ禁止シマシタ、處ガ約十年經ツテ後明治天皇ガ御崩御ニナツテ、十年經ツト云フトモウ其ノ詔書ハ無效ニナツタ考ヘテ居ル、或ハ腦中ニナカツカモ分カラナイ、大正十年ニ至リ又馬券附競馬ヲ許サナケレバ、馬匹ノ改良ガ出來ナイト云フノデ復活ヲシヨウトシタ、私、當時反對シタガ無效ニ終ツタ、徒労ニ屬シテ、又發行シテソレガ今ダニ行ハレテ居ル、是ガ何程堅實ナルベキ農民ニ悪影響ヲ及シ、家庭的ニ幾多ノ悲劇ヲ演ジテ居ルカト云フコトハ、其ノ例乏シクナイン

デアリマス、斯様ナ工合ニ、人心ヲ悪化ス  
ルヤウナコトガアル事柄ニ付テ許サレテ居  
リマシテ、賭ケ事ヲスルコトハサウ惡イコ  
トデナイト云フヤウニ考ヘルヤウニナック  
ヤウデアリマス、殘念ナコトデアリマス、  
先日松村君ノ質問ニ對シテ、司法大臣ノ如  
キハ射悻的行爲ハ法律上惡デハナイト言ツ  
テ居ラレル、全ク西洋人ニナッテシマハレ  
タト私ハ思ヒマス、日本人ノ國民性カラハ  
ソンナコトハ考ヘラナイト思ヒマス、射  
悻的ナノハ惡デヤナイ……明治十五年デア  
リマシタ軍人ニ賜ダタ勅諭、二十三年ノ十  
月三十日ニ公布ニナッタ教育勅語、國民教育  
ノ基礎ニナッテ居ル、是ハ諸君御忘レニナッ  
タカ知レマセヌガ、欽定憲法ヨリ後デアリ  
マスガ、其ノ實施前ニ公布ニナッテ居リマ  
ス、其ノ終ヒノ方ニハ勅語ノ中ニモ「皇祖皇帝ノ  
遺訓ニシテ」「朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シ」下ア  
リマス、此ノ教育勅語ニモ「恭儉已レヲ持シ」  
ト云フコトガアリマスガ、射悻的ト云フノ  
ハ、決シテ恭儉ト云フコトハ言ヘマセヌ、  
與スルダケノ資格ハ、國民トシテ無イト考  
ヘマス、此ノ教育勅語ニモ「恭儉已レヲ持シ」  
ト云フコトガアリマスガ、射悻的ト云フノ  
ノヲ大正天皇ガ深憂アラセラレ、精神作興  
ノ詔書ヲ拜シタコトガアリマス、此ノ趣旨  
カラ見マシテモ斯様ナコトハ決シテ是認ス  
ベキモノデハナイ、斯様ナコトヲ許スコト  
ニシマスト云フト、前内閣カラモ同ジヤウ  
ナコトヲ言ツテ居リマスガ、教學刷新ダト  
カ、國民精神作興ダトカ申シタ所デ何ニモ  
ナリマセヌ、反對ノ結果ノヤウナコトヲ政  
府ガヤルノデアリマス、實ニ情ナイコトト  
思ヒマス、此ノ二千六百年ノ記念スベキ博  
覽會、其ノ時ニハ色々ナ學會等ノ會合モア  
リマセウカラ、此ノ博覽會ニ於キマシテハ、  
無論我ガ國現在ノ發展躍進シタ產業ノ精華

又、有形ノ物ヲ各種陳列シテ列國人ニ見セ  
ルノガ博覽會其ノモノデアリマスガ、私ハ  
ソレダケデヤナイト思フ、維新後僅カ七十  
年ノ中ニ、何百年モカカツタ西洋ノ物質文  
明ト云フモノヲ受入レテ、今日ノ產業ノ發  
展ヲ得タト云フノハ、精神的文化ノ基礎ガ  
アツカカラ出來タノデアリマス、其ノ根本ノ  
精神ニ於テ我ガ國ノ文化ノ精華タル質實剛  
健ナル國民性ト云フモノヲ、此ノ二千六百  
年ノ博覽會其ノ他色々ノ會合ノ折ニ、直接  
間接ニ列國民ヲシテ認識セシムルト云フコ  
トガ、今後通商貿易上、外交上我ガ國ノ實  
情ヲ彼等ニ會得セシムル爲ニ最モ絶好ノ機  
會ト思フノデアリマス、我ガ國獨得ノ長所  
デアル精神文化ト云フモノヲ此ノ機會ニ發  
揚シテ、彼等ニ認識セシムルト云フコト、  
是ハ有形ヲ見セルダケデヤナイ、モット大キ  
ナコトデアリマスガ、此ノ絶好ノ機會デア  
ル、サウ思フ時ニ、趣旨ニ反スルヤウナ事  
ヲシヨウト云フノデアリマスカラ、實ニ情  
ナニ、斯様ナコトヲ仰シヤルナラバ教學刷  
ニナツテ何ニモナリマセヌ、色々西洋ノ文化  
新ダトカハ御止メナサイ、汚ナイコトヲ言  
フヤウデアリマスガ、アンナ大キナコトヲ  
仰シヤツテモ百日ノ説法屁一ツト云フコト  
ト日本ノ文化ヲ比較シテ、立憲政治ノ基礎  
ニナル國民生活ニ付テモ論及シタイト思ヒ  
マスガ場合ガ場合アリマスカラ、此ノ案  
ニ極力反對スルト云フコトヲ斷言シテ終り  
マス

サイマシテ其ノ經過等モ述べラレテ、皆贊成シテ吳レトハ仰シヤイマセヌガ、サウ云フヤウナ意味合ヲ以テ御話ニナリマシタ、サウ云フ際ニ、私之ニ反対ヲ致シマスト云フコトハ誠ニ遺憾ニ存ジマス、併シナガラ已ムヲ得ヌコトデゴザイマス、私モ委員ノ一人デゴザイマスルノデ、先づ政府ニ對シマシテ、本案ニ示スガヤウナ射倅行爲ハ風教上許スベカラザルモノデアル、從ツテ一般ニハ禁止サレテ居ルノデアリマスガ、特ニ此博覽會ヲ開催致シマスル爲ニ特ニ之ヲ認メルト云フ事情ハアルデアラウ、必ズヤ相當ナル已ムヲ得ザル理由ガアルデアラウ、其ノ理由ヲ我々ガ諒解ガ出來ルヤウニ能ク申述べテ貴ヒタイト云フコトヲ質問致シマシタ、政府ノ御答ハ、何等ソレニ觸レタヤウナ御答ハゴザイマセヌ、從ツテ再三、再四其ノ問題ニ付キマシテ追及シテ尋ネマシタケレドモ、結局何ニモ御答辯ガゴザイマセヌデシタ、只今委員長ノ御報告ニ依リマスト云フト、其ノ點ニ付キマシテノコトハ餘り詳シク御報告ナカツタヤウデゴザイマスルガ、要スルニ政府ハ何等特別ニ此ノ博覽會ノ爲ニ斯様ナ宣シクナイ射倅行爲ヲ許スト云フコトニ付テノ御説明ガナカツタノデアリマス、阪谷男爵及び其ノ他ノ委員ノ御方カラノ御話ニ依リマスルト、要スルニ斯ウ云フ射倅行爲ヲ此ノ博覽會ニ認メナケレバナラナカツタ理由ト致シ金ヲ得ルガ爲ニハ斯ウ云フ事ヲスルシカナシテハ、此ノ豫算額ガ約三千五百萬圓、三千四百五十萬圓デゴザイマスルガ、其ノ計畫ハ出來ナクナル、從ツテ此ノ射倅行爲ヲ認メルカ、然ラザレバ此ノ博覽會ヲ止メルシカナイノデアル、サウ云フ譯デ之ヲヤルヤウニナツタノデアル、斯ウ云フ御話デゴザイマシタ、併シ此ノ點ニ付キマシテヘ私共

ハ非常ナル疑惑ヲ有ツテ居ルガ、斯クノ如キコトヲ致サナクトモ、紀元一千六百年ヲ奉祝スル紀念事業タル此ノ博覽會ハ立派ニ遂行出來ルモノデアルト、私共ハ斯様ニ確信ヲ致スノデゴザイマス、第一此ノ經費ノ豫算ヲ見マスルト、只今申上デマシタヤウニ豫カラ使用料ハ二百萬圓ト云フヤウナ譯デゴ算ノ總額ガ三千四百五十萬圓デゴザイマスルガ、其ノ收入ノ大部分三千五十萬圓ハ入场券ノ收入ニナツテ居ルノデアリマス、ソレザイマスカラ、入场券ト使用料ニ依ツテ此ノ經費ヲ賄ツテ行キタイ、斯ウ云フノガ此ノ豫算デアリマス、併シナガラ私共ハニ對シテ非常ナ疑惑ヲ持ツノデゴザイマス、博覽會ガ東京横濱ニ開カレマスナラバ、外國人モ澤山來ルデゴザイマセウ、日本人モ全國カラ集ツテ澤山參ルデゴザイマセウ、ソレガ爲ニ東京横濱ニ落チル金ノ額ハ頗ル大キナモノガアルト思フノデアリマス、然ルニ東京府モ、東京市モ、東京ノ商工會議所モ、横濱市モ、神奈川縣モ亦此ノ商工會議所モ、直接博覽會ニ金ヲ出シテ居リマセヌ、一文モ出シテ居リマセヌ、御承知ノヤウニ是等ノ團體即チ東京府、市、商工會議所、神奈川縣、横濱市商工會議所其ノ他ノ實業團體、十團體が集ツテ協會ヲ作ッテ、此ノ博覽會ヲ主催サレルノデゴザイマスガ、其ノ協會カラノ繰入金ト云フモノガ僅カニ五十ト云フ譯デゴザイマスルノデ、私ハ其ノ邊者ハ殆ド金ヲ使ハヌ、サウシテ此ノ博覽會ニ依ツテハ東京横濱ハ非常ナ金ガ入ッテ來ルト云フ譯デゴザイマスルノデ、實業團體等ニ於テ、十分ニ金ヲ補助スルノガ頗ル理解ガ出來ナイモノガアルノデアリマス、相當ニ金ガ入ルノデゴザイマスカラ、東京市或ハ横濱市或ハ商工會議所其ノ他ノ大イニ盛大ナラシメルト云フコトガ、極メテ必要缺クベカラザルモノデアルト私ハ思

ノデアリマス、十團體、有力ナル十團體  
ガ協會ヲ造リシテ、サウシテ金ヲ得タイ  
ト云フコトハ如何ニモ、忌憚ナク申上ゲレ  
サヌ、サウシテ一方ニ於キマシテハ、此ノ  
射倅行爲ニ依ツテ國民ノ投機心ヲ煽ツテ、多  
クノ入場者ヲ得ケイ、サウシテ金ヲ得タイ  
ト云フコトハ如何ニモ、忌憚ナク申上ゲレ  
バ狡イヤリ方ト申上ゲナケレバナラスト思  
フノデアリマス、又國庫ニ於キマシテモ補  
助金ガ出ルノデアリマスガ、是モ僅カニ五  
十萬圓、博覽會ガ東京横濱ニ開催致サレマ  
スレバ、政府トシテモ、鐵道收入ナリ其ノ  
他相當ノ收入ガアルト思フノデアリマス、  
而モ紀元二千六百年ヲ記念奉祝スル爲デゴ  
ザイマスレバ、モウ少シ多額ノ補助ヲ致シ  
テ然ルベキデアラウト思フノデアリマス、  
金ヲ出サナケレバナラヌヤウナ政府或ヘ公  
共團體自ラ金ヲ出サヌ、而シテ此ノ金ヲ得  
ルガ爲ニハ國民ノ射倅心ヲ煽ツテ金ヲ得ル、  
如何ニモ私ハ殘念千萬ナコトダト思フノデ  
アリマス、又三千五十萬圓入場券ヲ得ナク  
ニ從事スル職員ナリ、或ハ政府ノ官吏ナリ  
テモ、今ノヤウニ國庫或ハ主催者等ノ團體ガ  
補助スレバ出來ルト思フノデアリマスガ、  
尙博覽會ヲ經營セラル、團體ナリ、或ハ之  
ニ從事スル職員ナリ、或ハ政府ノ官吏ナリ  
ガ、博覽會ノ内容ヲ充實致シマシテ、誠心  
誠意之ガ爲ニ力ヲ入れマシテ、内容ヲ充實  
シ、又其ノ宣傳等ニ付テノ力ヲ入れル、サ  
ウシテ獻身的ニ盡力致シマシテ、入場者ヲ  
多クスルヤウニ努メマスルナラバ、相當ノ入  
場者ヲ得ラレルト思フノデアリマス、自カ  
ラ團體ナリ或ハ職員ナリ官吏ナリガ自カラ  
安逸ヲ貪ツテ、敢テ申シマスガ自カラ安逸  
ヲ貪ツテ、國民ノ投機心ニ依ツテ澤山ノ入場  
者ヲ得ヨウト云フコトハ、是ハ非常ニ不  
都合ナコトト申サナケレバナラスト思フノ  
デアリマス、寧ロ紀元二千六百年ノ祝典  
ヲ記念スルモノデアリマスレバ、非常ナ努  
力ヲ拂ツテ澤山ノ入場者ヲ得ルヤウニ努力

シナケレバナラヌト思フノデアリマス、ソ  
レヲ自ラガ安逸ヲ貪<sup>シテ</sup>射<sup>シ</sup>倖心ニ依<sup>ツ</sup>テ入場  
券ヲ多ク得ヨウト云フ、斯<sup>ウ</sup>云フ計畫ヲス  
ルト云フコトハ、又甚<sup>ダ</sup>残念ニ思フノデア  
リマス、之ヲ要シマスルニ、私ハ簡単ニ申  
上<sup>ゲ</sup>マスガ、金ヲ出スベキ所<sup>デ</sup>ハ金ヲ出サ  
ヌ、又自カラ努メナケレバナラヌ所<sup>デ</sup>ハ自  
ラ努メナイ、サウシテ唯國民ノ射<sup>シ</sup>倖心ヲ  
煽<sup>シ</sup>テ多クノ入場ヲ得、之ニ依<sup>ツ</sup>テ金ヲ得ヨ  
ウト云フノデアリマス、而モソレガ紀元二  
千六百年ヲ奉祝スル萬國博覽會デアル、而  
シテ我が國體ノ立派ナ所<sup>ヲ</sup>中外ニ顯示スル  
ノデアル、是ガドウシテ贊成出來マスカ、贊  
成シタクテモ贊成ガ出來ナイ所以ハココニ  
アルノデアリマス、尙先程委員長ノ御報告  
ニ依リマスルト、將來斯<sup>ク</sup>ノ如キ射<sup>シ</sup>倖心ヲ  
煽<sup>ル</sup>ヤウナ計畫ハ、現内閣<sup>ニ</sup>致サナイヤ  
ウニト云フ希望ノ御意見ガ委員會へ出タト  
シテモ先程委員長ノ御報告ハゴザイマセヌ  
デアリマシタガ、或委員ノ質問ニ對シマシ  
テ商工大臣カラ、是ハ殆<sup>ド</sup>政府ヲ代表スル  
意味ニ於キマシテ、將來現内閣ニ於テハ斯  
ウ云フヤウ射<sup>シ</sup>倖心ヲ煽<sup>ル</sup>計畫ハ致サナイ、  
是ダケハスルガ、此ノ外ハモウシナイ、斯  
ウ云フコトヲ初メ言明ラサレマシタ、併シ<sup>シ</sup>  
ハ是ハ甚<sup>ダ</sup>カシイコトダト思フノデアリ  
マス、人ガ過<sup>ツ</sup>テ罪ヲ犯シマシタル後ニ、是  
ハ惡カッタ、從<sup>ツ</sup>テ將來斷ジテ斯<sup>ク</sup>ノ如キコ  
トハ致シマセヌト云フコトハ能ク分ルノデ  
ゴザイマスルガ、未<sup>ダ</sup>行爲ヲ行フ前ニ當<sup>ツ</sup>テ、  
此ノ事ハ惡イガ是ダケハヤラシテ吳レ、外  
ノ事ニハヤラヌノダ、是ハ甚<sup>ダ</sup>不徹底ナ議  
論ト申サナケレバナラヌト思フノデアリマ  
ス、從<sup>ツ</sup>テ其<sup>ノ</sup>意味ノコトヲ商工大臣ニ追  
究致シマシテ、將來ヤラスト言ハレルガ、  
併シナガラ是ト同様ナル若シクハ同様以上  
ノ國家的ニ必要ナ事業ガアツテ、而モ斯<sup>ウ</sup>云  
フ抽籤附ト云フヤウナコトガ必要デアル場

合ニ於テハ、ソレヲ許サヌト云フノハ勿カ  
シイノデヤナイカ、苟モ之ヲヤッタ以上ハ、  
是ト同様若シクハ同様以上ノ必要ナルコト  
ニ付テ、之ヲ許サヌノダト云フコトニナツタ  
ラ、極メテ政治ハ不公平ト言ハナケレバナ  
ト、結果商工大臣ハ最後ニ、將來斯ウ云フ  
ヤウナコトハ成ルベクセナイ、絶對デナイ、  
成ルベクセナイト私ハ考ヘマスルノデ、  
其ノ事ヲ商工大臣ニ段々申上ゲテ見マスル  
アリマス、ソレナラ趣旨ハ通ルノデ  
フノデゴザイマスカラ、將來再ビ苟モ此ノ  
事ガ認メラレマシタナラバ、斯クノ如キヨ  
トガ二度三度モ繰返サレル虞ハ十分アルト  
申サナケレバナラヌノデアリマス、従ツテ委  
員長ガ先程報告ニナリマシタヤウニ、廿  
ウ云フ委員カラ御希望ガアリマシテモ、其  
ノ御希望ハ全ク無駄ト申サナケレバナラヌ  
ト思フノデアリマス、先づ惡ケレバ此ノ案  
カラ潰シテシマフコトガ必要デアルト私ハ  
確信スルノデアリマス、以上ノ意味ニ於キ  
マシテ、甚ダ政府當局ニ對シテモ申譯ナシ  
ヤウデゴザイマスガ、又殊ニ私共ノ尊敵致  
シテ居リマスル阪谷男爵ニモ相濟マヌ譯ニ  
ゴザイマスケレドモ、以上ノ理由ヲ以て斷  
然此ノ案ニ反對ヲ致シマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 討論ハ是ニテ終  
了致シマシタ、本案ノ採決ヲ致シマス、本  
案ノ第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立  
ヲ御願ヒ致シマス

(起立者多數)

○議長(伯爵松平賴壽君) 過半數ト認メマ  
ス

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵秋田重季君 贊成

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第二讀會  
ヲ開キマス、御異議ガナケレバ 全部ヲ問題  
ニ供シマス、本案全部、委員長ノ報告通り  
御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス

○子爵秋田季君 賛成

○議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動  
議ニ御異議ハゴザイマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ)

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會  
ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通  
リテ御異議ハゴザイマセヌカ

○議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナイト認  
メマス

○議長(伯爵松平頼壽君) 大藏政務次官ヨ  
リ發言ノ要求ガゴザイマシタカラ、之ヲ御  
許シ致シマス、太田政務次官

〔政府委員太田正孝君演壇ニ登ル〕

○政府委員(太田正孝君) 過日本議場ニ於  
ケル水野甚次郎君ノ御質問中、大藏大臣ニ  
ノ要點ハ空軍ノ充實ヲ期スル前提トシテ、  
航空省若シクハ空軍省ヲ設置スル等ノ爲、  
之ガ資金調達ノ方法トシテ、國ニ於テ富籤  
ヲ發行スルノ意思ガアルカドウカト云フコ  
トデアリマス、政府ハ、目下ノ處、所謂國



第七條 臨時利得特別稅ハ臨時利得稅ヲ  
納ムル者ニ之ヲ課ス

第八條 法人ノ臨時利得特別稅ハ本法施  
行後一年内ニ終了スル各事業年度ノ  
利得ニ付之ヲ賦課シ其ノ利得ニ對スル  
臨時利得稅額（臨時租稅增徵法ニ依ル  
増徵稅額ヲ含ム）ノ百分ノ十五ニ相當  
スル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第九條 個人ノ臨時利得特別稅ハ昭和十  
二年分利得ニ付之ヲ賦課シ其ノ利得ニ  
對スル臨時利得稅額（臨時租稅增徵法  
ニ依ル増徵稅額ヲ含ム）ノ百分ノ十五ニ  
相當スル金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第十條 法人ノ臨時利得特別稅ハ事業年  
度毎ニ之ヲ徵收ス  
個人ノ臨時利得特別稅ハ其ノ稅額ヲ三  
分シ左ノ三期ニ於テ之ヲ徵收ス

第一期 昭和十二年十月一日ヨリ三  
十一日限

第二期 昭和十三年一月一日ヨリ三  
十一日限

第三期 昭和十三年三月一日ヨリ三  
十一日限

第十一條 利益配當特別稅ハ本法施行地  
ニ本店ヲ有スル法人ヨリ利益ノ配當ヲ  
受クル者ニ之ヲ課ス

所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ第二種所  
得稅ヲ課セラレザル者ニハ利益配當特  
別稅ヲ課セズ

第十二條 利益配當特別稅ハ本法施行後  
一年内ニ前條ノ法人ヨリ支拂ヲ受クル  
利益ノ配當ニ付之ヲ賦課シ配當金中配  
當率年七分ノ割合ヲ以テ算出シタル金  
額ヲ超ユル金額ノ百分ノ十二相當スル  
金額ヲ以テ其ノ稅額トス

第十三條 利益配當特別稅ハ配當金支拂  
ノ際支拂者ニ於テ徵收シ翌月十日迄ニ  
之ヲ政府ニ納ムベシ

第十四條 公債及社債利子特別稅ハ本法施行地ニ於テ公債又ハ社債ノ利子ノ支拂ヲ受クル者ニ之ヲ課ス  
所得稅法其ノ他ノ法律ニ依リ第二種所  
得稅ヲ課セラレザル者ニハ公債及社債  
利子特別稅ヲ課セズ

第十五條 公債及社債利子特別稅ハ本法施行後一年内ニ支拂ヲ受クル公債又ハ  
社債（外貨債特別稅法第一條第二項ニ  
規定スル外貨債ヲ除ク）ノ利子ニ付之  
ヲ賦課シ利子金額中國債ニ在リテハ利  
率年四分、國債以外ノ公債及社債ニ在  
リテハ利率年四分五厘ノ割合ヲ以テ算  
出シタル金額ヲ超ニル金額ノ百分ノ十  
ニ相當スル金額ヲ以テ其ノ稅額トス  
第十六條 公債及社債利子特別稅ハ利子  
金額支拂ノ際支拂者ニ於テ徵收シ翌月  
十日迄ニ之ヲ政府ニ納ムベシ

第十七條 第六條第二項、第十三條又ハ  
前條ノ規定ニ依リ徵收スペキ稅金ヲ徵  
收セザルトキ又ハ其ノ徵收シタル稅金  
ヲ納付セザルトキハ國稅徵收ノ例ニ依  
リ之ヲ支拂者ヨリ徵收ス

第十八條 所得稅法第十二條及大正九年  
法律第十二號第三條ノ規定ハ第一種所  
得稅ヲ納ムル者ノ所得特別稅及法人ノ  
臨時利得特別稅ニ付之ヲ準用ス  
所得稅法第七十二條及第七十三條ノ規  
定ハ第三種所得稅ヲ納ムル者ノ所得特  
別稅及個人ノ臨時利得特別稅ニ付之ヲ  
準用ス

第十九條 利益配當特別稅ヲ課セラル  
利益ノ配當又ハ公債及社債利子特別稅  
ヲ課セラル公債又ハ社債ノ利子ニ付  
所得稅（第一種所得稅ヲ除ク）又ハ資本  
利子稅ヲ課スル場合ニ於テハ其ノ利益  
配當金額又ハ利子金額ヨリ利益配當額  
別稅又ハ公債及社債利子特別稅相當額  
ヲ控除シタル殘額ヲ以テ其ノ配當金額

又ハ利子金額ト看做ス  
**第二十條** 物品特別稅ハ左ニ掲タル物品ニシテ命令ノ定ムモノニ之ヲ課ス  
**第一種**  
 一 貴石若ハ半貴石又ハ之ヲ用ヒタル製品  
 二 真珠又ハ真珠ヲ用ヒタル製品  
 三 貴金属製品又ハ貴金属ヲ用ヒタル製品  
 四 龍甲製品  
 五 珊瑚製品  
**第二種**  
 一 寫真機、寫眞引伸機、映寫機、同部分品及附屬品  
 二 寫眞用乾板、フィルム及感光紙  
 三 蒼音器及同部分品  
 四 蒼音器用レコード  
 五 樂器及同部分品  
**第二十一條** 物品特別稅ノ稅率ハ價格百分ノ二十トス  
 前項ノ價格ハ第一種ノ物品ニ付テハ小賣業者ノ販賣價格、第二種ノ物品ニ付テハ製造場ヨリ移出スル時ノ價格トス但シ保稅地域ヨリ引取ラルル物品ニシテ引取人ヨリ稅金ヲ徵收スルモノニ付テハ引取ノ際ニ於ケル價格トス  
**第二十二條** 物品特別稅ハ第一種ノ物品ニ付テハ小賣業者ヨリ、第二種ノ物品ニ付テハ製造者ヨリ之ヲ徵收ス但シ保稅地域ヨリ引取ラルル物品ニ付テハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取人ヨリ之ヲ徵收ス  
**第二十三條** 第一種ノ物品ノ小賣業者ハ毎月其ノ販賣シタル物品ニ付、第二種ノ物品ノ製造者ハ毎月其ノ製造場ヨリ移出シタル物品ニ付其ノ品名毎ニ數量及價格ヲ記載シタル申告書ヲ翌月十日迄ニ政府ニ提出スベシ  
 第一種又ハ第二種ノ物品ノ保稅地域ヨ

リ引取ル者ハ命令ヲ以テ定ムル場合ヲ除クノ外引取ノ際其ノ物品ニ付前項ニ準ズル申告書ヲ政府ニ提出スベシ申告書ヲ提出ナキトキ又ハ政府ニ於テ申告ヲ不相當ト認メタルトキハ政府ハ其ノ課税標準額ヲ決定ス

第二十四條 物品特別税ハ毎月分ヲ翌月末迄ニ納付スベシ但シ第二十二條但書ノ場合ニ於テハ引取ノ際之ヲ納付スベシ

第二十五條 左ニ掲グル物品ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依リ物品特別税ヲ免除ス

一 輸出スルモノ

二 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造ノ用ニ供スルモノ

三 其ノ他命令ヲ以テ定ムル用途ニ供スルモノ

第二十六條 第一種ノ物品ノ小賣業ヲ營マントスル者又ハ第二種ノ物品ヲ製造セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ニ申告スベシ其ノ小賣業又ハ製造ヲ廢止セントスルトキ亦同ジ

第二十七條 第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造貯藏又ハ販賣ニ關スル事實ヲ帳簿ニ記載スベシ

第一種ノ物品ノ小賣業者又ハ第二種ノ物品ノ製造者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ製造又ハ販賣ニ關シ必要ナル事項ヲ政府ニ申告スベシ

第二十八條 収稅官吏ハ第一種又ハ第二種ノ物品ノ製造者又ハ販賣者ニ對シ質問ヲ爲シ又ハ左ニ掲タル物件ニ付検査ヲ爲シ若ハ監督上必要ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一 第一種又ハ第二種ノ物品ニシテ製造者又ハ販賣者ノ所持スルモノ



ケタ積リデアリマス、尙今回ノ増税ハ事ノ性質上之ヲ本年度限り、又ハ一年限リノモノト致シマシタノデアリマス、其ノ歳入額ハ昭和十二年度ニ於テハ六千六百餘萬圓、昭和十三年度ニ於テ三千四百餘萬圓、合計一億百餘萬圓ノ豫定デアリマス、次ニ昭和十二年法律第四十九號中改正法律案ニ付説明申上ゲマス、今回ノ北支事件ニ關スル經費ニ付キマシテハ、過日帝國議會ノ御協贊ヲ經マシテ、其ノ財源ニ充ツル爲ノ公債發行ヲ爲シ得ル法律ノ制定ヲ見タノデアリマスルガ、其ノ後北支ニ於ケル事態ノ推移ハ、更ニ本經費ノ増額ヲ必要ナラシメテ居ルノデアリマス、然ル處之ガ財源ハ北支事件特別稅ノ收入及ビ後ニ申述ベマスル外地特別會計ヨリノ繰入金收入ト、是等收入ノ昭和十三年度分ヲ以テ償還スベキ豫定ノ借入金ニ依リマスル部分ノ外、三億九十七萬餘圓ダケハ今日ノ場合之ヲ公債ニ求ムルノ必要ガアリマスルノデ、前記昭和十二年法律第四十九號中ノ公債發行限度ヲ擴張スル爲、本法律案ヲ提出致シタ次第アリマス、終リニ特別會計ニ於ケル北支事件特別稅收入ニ相當スル金額ヲ一般會計ニ繰入ルルコトニ關スル法律案ニ付キ説明申上ゲマス、今回一般會計ニ於キマシテ、北支事件費竝ニ該經費支辨ノ爲ノ借入金ノ償還ニ付、之ガ財源ノ一部ニ充當スル爲、臨時ニ北支事件特別稅ヲ創設スルコトト致シマシタノデ、關東局朝鮮總督府、臺灣總督府及樺太廳ノ各特別會計ニ於キマシテモ、一般會計ニ於ケル北支事件費竝ニ該經費支辨ノ爲ノ借入金ノ償還ニ寄與スル目的ヲ以テ、右ニ準ズル同種ノ新稅ヲ實施シ、其ノ收入額ニ相當スル金額ハ之ヲ豫算ノ定ムル所ニ依リ一般會計ニ繰入ルル計畫ト致シマシタ處、之ガ會計上ノ處理ニ關シテハ法律ノ制定ヲ必要ト致シマスルノデ、本法律案ヲ提出致シマシタ次第アリマス、以上三案ニ付キマシ

テハ、何卒御審議ノ上速カニ御協贊アラムコトヲ希望致シマス  
○子爵戸澤正巳君 只今議題トナリマシタ北支事件特別稅法案外二件ハ、重要ナル法案デアリマスルガ故ニ、其ノ特別委員ノ數ヲ二十五名トシ、其ノ指名ヲ議長ニ一任スルノ動議ヲ提出致シマス  
○子爵秋田重季君 賛成  
○議長(伯爵松平賴壽君) 戸澤子爵ノ動議ニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ  
讀致サセマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス、特別委員ノ氏名ヲ書記官ヲシテ朗讀致サセマス  
〔角倉書記官朗讀〕  
北支事件特別稅法案外二件特別委員  
公爵山縣 有道君 侯爵四條 隆愛君  
侯爵細川 護立君 伯爵酒井 忠正君  
子爵青木 信光君 子爵八條 隆正君  
子爵西尾 忠方君 子爵織田 信恒君  
有吉 忠一君 潮 恵之輔君  
川村 竹治君 男爵松尾 義夫君  
菅原 通敬君 均平君 男爵高崎 弓彦君  
深井 英五君 森 平兵衛君  
小倉 正恒君 次田大三郎君  
久保市三郎君 長野 忠次君  
野村 德七君 民義君  
○議長(伯爵松平賴壽君) 本日衆議院ヨリ  
提出サレマシタ刑事補償法中改正法律案ヲ此ノ際議事日程ニ追加シテ、第一讀會ヲ開クコトニ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ  
○議長(伯爵松平賴壽君) 御異議ナイト認メマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 刑事補償法中改正法律案  
右本院提出案及送付候也

昭和十二年八月六日 衆議院議長 小山 松壽  
貴族院議長伯爵松平賴壽殿  
附 則  
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス  
本法ハ本法施行前ニ生ジタル事件ニ付亦之ヲ適用ス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 本案ハ之ヲ大正十二年法律第五十二號中改正法律案ノ特別委員ニ附託ヲ致シマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 日程第七、大正十二年法律第五十二號中改正法律案、衆議院提出第一讀會ノ續、委員長報告、委員長秋月子爵案  
大正十二年八月五日  
委員長 子爵秋月 種英  
貴族院議長伯爵松平賴壽殿  
〔子爵秋月種英君演壇ニ登ル〕  
○子爵秋月種英君 只今日程ニ上リマシタ  
大正十二年法律第五十二號中改正法律案委員會ノ經過茲ニ結果ヲ御報告申上ゲマス、  
本案ハ前議會ニ提出ニナリマシタ案デゴザイマシテ、前議會ニ於キマシテ十分御報告告申上ゲマシタノデスカラ、簡単ニ申上ゲタ  
令ガ施行ニナリマシタノデ、明治二十六年伊ト存ジマス、本案ハ大正七年ニ高等試驗司法省令ニ依リマス辯護士試驗規則ノ受驗者ガ、受驗資格ガ設ケラレマシタ爲ニ受驗ガ出來ナクナリマシタノデ、其ノ際五箇年間ノ延期ニナリマシタノデゴザイマス、處

ガ其ノ後大正十二年ニ更ニ五箇年間延長スルト云フ法律案ガ提出ニナリマシタ、ソレガ昭和二年ト昭和七年ニ延期ニナリマシタ、ノデ、前議會ニ更ニ五年間延期ヲスルト云フ法律案ガ衆議院カラ提出ニ相成リマシタノデゴザイマス、本院ニ於キマシテハ今日迄延期ニナリマシタ事情、茲ニ現在ノ事情ヲ十分考慮致シマシテ、今直チニ之ヲ打切ルト云フコトハ社會上面白カラザル結果モ起リマス憂モアリマスノデ、此ノ度限りト致シマシテ衆議院ノ方ニ送リマシタ處ガ、體的ニ現ス爲ニ五年間ヲ四年間延期ヲスル、斯様ニ決リマシテ、本院ニ於キ成立ヲ解散ノ爲ニ不成立トナリマシタノデ、此ノ度提出ニナリマシタノハ、本院ニ於テ修正セラレマシタ案、即チ四年間延期ヲスル、マシタノデ、特別委員會ニ於キマシテハ何等ノ議論モナク本案ニ賛成ヲ致シマシタノデゴザイマス、其ノ際委員ノ一人ヨリ二ツノ希望條項ヲ附シテ可決ヲシタイ、斯ウ云フヤウナ御意見モ出マシテ、委員會ニ於キマシテハ全會一致ヲ以チマシテ、希望決議モ併セマシテ決定致シタノデゴザイマス、今其ノ決議案ヲ朗讀致シマス  
一、本法ニ定メタル期間ノ延長ハ今回ヲ以テ最終トシ將來更ニ延長スルコトナキヲ期ス  
低下ヲ來スコトナキヤウ特ニ留意セラレムコトヲ望ム  
斯様ナニツノ希望條件ヲ附シマシテ全會一致可決致シマシタ次第ゴザイマス、此段  
一、本法實施ニ當リテハ辯護士ノ素質ノ  
以テ最終於シテ可決致シマシタ次第ゴザイマス、此段  
御報告申上ゲマス  
○議長(伯爵松平賴壽君) 別ニ御發言モナ  
ケレバ本案ノ採決ヲ致シマス、本案ノ第二  
御報告申上ゲマス  
〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

- 議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナシト認  
メマス
- 子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第二讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
- 子爵秋田重季君 贊成
- 議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動  
議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
- 議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナシト認  
メマス
- 議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第二讀會  
ヲ開キマス、御異議ガナケレバ全部ヲ問題  
ニ供シマス、本案全部委員長ノ報告通リテ  
御異議ハゴザイマセヌカ
- 議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナシト認  
メマス
- 〔異議ナシト呼フ者アリ〕
- 議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナシト認  
メマス
- 子爵西大路吉光君 直チニ本案ノ第三讀  
會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス
- 子爵秋田重季君 贊成
- 議長(伯爵松平頼壽君) 西大路子爵ノ動  
議ニ御異議ゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
- 議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナシト認  
メマス
- 議長(伯爵松平頼壽君) 本案ノ第三讀會  
ヲ開キマス、本案全部、第二讀會ノ決議通  
リテ御異議ハゴザイマセヌカ  
〔異議ナシト呼フ者アリ〕
- 議長(伯爵松平頼壽君) 御異議ナシト認  
メマス
- 議長(伯爵松平頼壽君) 明日八午前十時  
ヨリ開會致シマス、議事日程ハ決定次第、  
彙報ヲ以テ御通知ニ及ビマス、本日ハ是ニ  
テ散會致シマス
- 午後七時三十六分散會